

15. 届出に必要な書類一覧

提出書類 チェック項目→【○:必要、*:不要、▲:必要な場合がある】

※「住宅」の要件を満たさないものは、届出を受けられません。
 ※届出の前に「[民泊制度ポータルサイト](#)」、[法律・ガイドライン](#)等をよくお読みください。

【民泊制度ポータルサイト】:<https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/regulation.html>

※【様式一覧】がダウンロードできます。

法人	個人	【 届出書類 】	【 様式・備考 】
○	○	1 届出書	【第1号形式】 ※記載例は「民泊制度ポータルサイト」参照 ・PDF: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387261.pdf ・Excel: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387262.xls
○	*	2 定款又は寄付行為	
○	*	3 法人登記事項証明書	原本を提出する(発行後3か月以内のもの) ※法務局に申請
○	*	4 役員名簿(役員の氏名、生年月日、住所等の一覧表)	・Excel: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/2024yakuinmaibo.xlsx
○	○	5 届出者(法人にあっては役員)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書	原本を提出する(発行後3か月以内のもの) ※本籍地の市区町村役場に申請
*	▲	6 未成年者の場合、その法定代理人にかかる書類	原本を提出する(発行後3か月以内のもの)。 ※未成年者が届出を行う場合は、別途必要書類がありますので事前に相談してください。
○	○	7 欠格事由に該当しないことを誓約する書面	【法人用(様式A)】 ・PDF: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387301.pdf ・Excel: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387302.xls 【個人用(様式B)】 ・PDF: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387303.pdf ・Excel: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387304.xls
○	○	8 住宅の登記事項証明書	原本を提出する(発行後3か月以内のもの) ※法務局に申請
▲	▲	9 入居者の募集が行われていることを証する書類	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合は、提出する
▲	▲	10 随時居住の用に供されていることの申告書 随時居住の用に供されていることを証する書類	「随時その所有者、賃借人又は転借人に居住の用に供されている家屋」に該当する場合は、提出する ・PDF: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/zuii_shinkokusho.pdf ・Word: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/zuii_shinkokusho.docx
○	○	11 次に掲げる事項を明示した住宅の図面 (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の図面 (2) 住宅の間取り及び出入口 (3) 各階の別 (4) 居室、宿泊室及び宿泊者の用に供する部分(宿泊室を除く)のそれぞれの床面積 (5) 安全確保の措置状況(非常用照明器具の設置位置等)	床面積の定義は、ガイドラインを参照すること
▲	▲	12 賃貸人及び転賃人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転賃を承諾したことを証する書面	届出者自身が所有する住宅でない場合は提出する 【賃借人用】 ・PDF: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/tintai_shodaku.pdf ・Word: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/tintai_shodaku.docx 【転借人用】 ・PDF: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/tentai_shodaku.pdf ・Word: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/tentai_shodaku.docx
▲	▲	13 区分所有建物の専有部分の用途に関する規約の写し又は管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類	分譲マンション等の場合は規約を提出する。なお、当該規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、次の書類を提出する。 【参考書式】 ・PDF: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387305.pdf
▲	▲	14 住宅宿泊管理者との管理受託契約の締結時に交付された書面の写し	住宅宿泊管理者に業務を委託する場合は提出する(委託必要性については、ガイドライン参照)
○	○	15 消防法令適合通知書	住宅の所在地を管轄する消防署に交付手続きについて相談すること。 原本照会後、写しを提出する。
○	○	16 周知行為報告書 近隣住民への配布・説明書面	・PDF: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/shuti_houkokusho.pdf ・Word: https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/shuti_houkokusho.docx ・PDF(参考書式): https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/shuti_shomen.pdf ・Word(参考書式): https://www.city.kobe.lg.jp/documents/7632/shuti_shomen.docx
○	○	17 安全措置に関するチェックリスト	【PDF=民泊安全措置の手引き(巻末にチェックリスト有)】 ・PDF: https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001368071.pdf ・Excel(チェックリストのみ): https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001351253.xlsx

上記以外に運営上必要な添付書類(変更・廃業等)は、届出の手引きをご覧ください、直接ご相談ください。

参考) ・届出事項変更届出書(第二号様式)・・・ PDF⇨ <https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387263.pdf>
 ・廃業等届出書(第三号様式)…………… PDF⇨ <https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/content/001387265.pdf>